

をともなうものである。

農業生産技術の未熟な、従つて生産の不安定性をほとんど克服しえていない封建制の段階では、地代、即ち年貢の量やその賦課方法の如何が、農民経営のあり方やその発展方向に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。日本では近世に至り、家族労働力を基本としたものと考えられる。日本では近世に至り、家族労働力を基本とする小農民経営が初めて成立し、展開したのであり、それは近代以降の日本の農家や農村の原型をなすものであつたが、この点から年貢量や賦課方法の問題は、単に近世期に止まらず、近代以降の日本農村社会を考える上でも重要な意味を有していると思われる。

羽州庄内幕領における農村構造

——定免制の施行との関連を中心として——

大月短期大学 本間勝喜

封建社会では農業が主要な産業であり、従つて主として農民に対して賦課される封建地代の存在こそは、封建制を支える経済的基礎であった。近世封建社会である幕藩制も一般には年貢と呼ばれるが、米を中心とする生産物地代の段階にあり、この場合、石高制と称され、全国的に土地の生産力が米の生産量で標示しており、それは地代賦課の基準となると同時に、社会全般に及ぶ支配の原理ともなっていたものである。また、この制度の維持は当然ながら米作強制

量は農業生産の出来具合とは無関係に一定額を收取する方法である。ところで、年貢賦課の方法には二つに大別される。検見取と定免制である。検見取は年々の農業生産の出来具合に応じて年貢量が決められる方法であり、定免制は通例或る期間を限り、その間の年貢量は農業生産の出来具合とは無関係に一定額を收取する方法である。従つて、一般的には、検見取に比して、定免制の方がより安定した農業生産に適合した年貢賦課方法であり、歴史的にも検見取から定免制への移行の傾向が明らかである。即ち、近世初期には検見取が多く見られ、寛文頃より小農民経営の展開と共に次第に定免制の採用が多く見られるようになってくる。周知のように、幕領では享保改革の重要施策の一つとして定免制が採用されることになった。

このような近世中期以降の小農民生産の展開や農民闘争の前進と共に、特に定免制の採用は年貢量の固定化と、その結果、剩余生産物の一部が農民側に留保される可能性を一般的に与えるものであった。このことは農民層の分解を引き起し、商業的農業経営や質地

地主制の展開を促すものであり、封建的土地位所有の解体の問題として重要な意義をもつものである。

現在においても米作单作地帯として「後進地」に属する庄内地方は、近世においても先進地に比して小農民経営の成立がかなり遅れたものと思われるが、それに比して、定免制の採用が早くから見られる。庄内藩酒井家では入部の翌年元和九（一六二三）年に領内総検地を行い、寛永二（一六二五）には定免制を施行している。全国的に最も早い事例に属すと思われる。しかし、この時は、大規模な逃散事件などにより、ほぼ十年間で挫折し、その後検見取となつては再び寛文末頃に請免制として定免制が復活し、以後維新期まで維持された。また寺社領では、それより早く最上領時代の慶長十六年の庄内総検地以降、免五ヶ取の定免制として維持されたようである。

ところで、酒井家入部時には庄内は一円庄内藩の領地であったが、その後歴史的事情から二万数千石の幕領が元禄中頃より幕末まで、主として川南（田川地区）に散在することとなつた。このうち余目領五千石（十五カ村、後十四カ村）は正徳三（一七一三）年に永定免皆金納制となつたようであり、従つて天保改革により天保末に定免制が廃棄されるまで、年季なしの永定免制として維持された。それに対し、大山領（二三カ村）、丸岡領（三四カ村）の各一万石では、幕府の享保改革の一環として享保八（一七二三）年より有年季の定免制が一斉に採用された。その後、大山・丸岡の各領の村々の一部に、宝曆（天明期）の連続的凶作を契機として検見取に復帰する

例も見られたが、多くの村では定免制が維持され、余目領の場合と同様に天保末に廃棄されるまで、ほぼ五〇～一〇年の年季による定免制が継続して施行された。なお、文化末の例では庄内幕領七一カ村中、定免制の村五カ村、検見取の村一五カ村となつていた。

このように、近世の庄内地方は後進地帯に属するにもかかわらず、定免制が一般的だったことが明らかである。ところで、庄内藩領では年貢関係の地方史料が皆無に近く、請免制と農村構造との関連を具体的に示すことができないので、今回は幕領の事例を取りあげ、定免制の実施が、近世中期以降の農村構造にどのような変化を与えたかを、主として農民層の分解、地主制の展開、農村荒廃の発生、村方騒動の発生などを中心として、定免制の継続した村と検見取に復帰した村の比較などを考慮しつつ（全面的比較は史料の関係上不可能である）、述べてみたいと考える。